

海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を拡張する規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第64号

海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を拡張する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する漁業者及び漁業従事者の範囲を拡張する規則（昭和25年静岡県規則第55号）
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年静岡県規則第71号）
- (3) 知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関する規則（平成30年静岡県規則第60号）

#### 附 則

- 1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 この規則による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定及び様式並びにこの規則による廃止前の知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関する規則の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。